

## あとがき

本書は、神奈川県立歴史民俗資料学研究所に提出した学位论文「室町幕府足利義教政権 政務決裁御前沙汰の再検討を中心に」に改訂を加えたものである。この論文により、一九九九年三月三十一日、博士（歴史民俗資料学）の学位を授与された。なお、本書に収めるに際して原題を改変し、「室町幕府足利義教御前沙汰の研究」とした。また、学位論文提出時に付論として提出した小論も本書に掲載している。

本書は、序章、第一章、第二章、第三章、終章、付論として構成されている。本論文中、すでに活字化されたものもある。

本書の主旨は、大略次のようになっている。

### 序章

六代將軍足利義教の生涯は特殊で変わっていることで知られている。義教は専制政治をめざした將軍であり、その時期にあつて御前沙汰を行なつたとされる。また、彼の初政の頃の作成日付を持つ二つの史料、『御前落居記録』と『御前落居奉書』が現存していることも大きな特色である。とは言つても、彼の政務がいかなるものであつ

たのか、現存するこれら二つの史料がいかなる性格のものであったのかは明確になっていない。そこで、当時の日記や幕府発給の法令を手懸かりに、義教が行なった訴訟制度（御前沙汰）の実態を明らかにし、その特色や影響について考察することを本論文のテーマとしている。

さらに、『御前落居記録』・『御前落居奉書』の性格の意義付けも検討の対象とした。義教政権のもう一方の側面を表わす対守護政策（政治的側面）については、今回は省略した。

第一章では、義教が將軍位に就いた初政期について概略説明している。義教は、前將軍義持が典型的な管領政治を布いたのに対し、毎事鹿苑院殿の御佳例にしたがう方針をとった。彼の御前沙汰体制も義満の制を踏襲するものであった。

『満濟准后日記』正長元年五月二十六日条に、將軍嗣立後間もない義教の言葉として、次のようなくだりがある。「御沙汰ヲ正直ニ諸人不含愁訴様ニ有御沙汰度事也、仍如旧評定衆并引付頭人等被定置度也（略）」と。

ここには、義教の二つの誓いがこめられていると解釈した。一つは、正義の裁判をめざす撫民思想であり、二つは、評定・引付（合議制）の再設である。しかし、ここに示された評定・引付の設置はなかったのである。その代用として、義教が「政所執事代 右筆衆」に注目したことが考えられる。

義持治世期における非能率的な訴訟制度を改革し、公正で迅速な訴訟の場を幕府のある機関を利用して実現しようとした、それが政所内の実務官僚を駆使した御前沙汰であった。

義教が最初に行なった政治活動は、所領の興行と裁判の興行という中世政治思想の二大眼目であった。清新の気にみちた初政期の義教であったが、早くも現実的な矛盾との対決を余儀なくされる。所領の興行という理想と、幕府財政の支柱とも言うべき五山禅院の保護という壁に突き当たる。これが、就任直後に義教政治が直面した難問の一つであり、現実であった。しかし、これも中世の大法、折中によって巧みに切り抜ける新將軍の姿が描かれてい

るが、彼が布いた訴訟制度はまた、専制政治へ繋がる柱ともなったのである。

ところで、その方法を就任間もない義教がどこから引いたのかを推測しなければならない。諸々考察されたが、管見のかぎり、具体的には得宗貞時に範をとったとして論を進めている。それを本論では、弘安の改革に学ぶと題し、安達泰盛の政治改革と併せて論及した。

第二章では、義教の訴訟制度（御前沙汰）の分析をし、考察の結果得たものを書き上げた。当該期の政所には、政所執事 政所代という將軍家々宰を主たる業務として一群も伝統的に存在したが、ここで問題にしている御前沙汰の機能を果たしたのは、前述の執事代の一群である。また、これらとは別に、管領 奉行人の一群が存在した。管領は守護の代表として、元来その任に就くものであり、管領就任中は、訴訟の受理を担当する賦奉行には、管領被官が就任していた。

そこで、命令の上達下達や訴訟文書の流れから、大略整理すると次のように分類されると思う。

政所執事代 奉行人衆のコースと

管領 奉行人衆の二つのコースは、上に將軍を戴く形になり、最終決定権（判決）は、將軍一人が掌握するものである。これが義教の御前沙汰体制である。

したがって、ここで問題にする御前沙汰の構成員は、將軍 奉行人衆（政所執事代、公人奉行、右筆衆）から成るものであった。つまり、この場には管領も政所執事も同席できなかったのである。

しかし、將軍へ伺事をする縦のコースは一本になっているが、横（管領の一群と、執事代の一群）の連携関係には、披露や意見等があり、相互に牽制しあい独走しないシステムになっていた。將軍御前での伺事の場合において、披露・諮問・決定（判決）はあったが、審議は行なわれなかった。審議・対決・意見状作成・判決原案作成などは、右筆方奉行人が主導的に実務したと考えられる。本章では特に、義教の意見制導入に注目し、管領方と右筆方の存

在についても論証した。

統治権の柱ともいうべき裁判の実権を手中にした將軍義教は、法曹官僚たる奉行人らによる合議を利用し、裁判の迅速化、判決の無過誤化をはかり、さらに、意見の導入によつて義教の判決に客観性を付加する制度を構築した。そしてその頂点に義教一人が位置することにより、彼の専制政治は実現したのである。

既述したごとく、最終判決権を一手に掌握する義教の御前沙汰は、鎌倉時代の得宗専制政治に類似するものである。この件については、本文中で佐藤進一先生の『鎌倉幕府訴訟制度の研究』に導かれながら詳述している。また、義教と貞時の政治を「鎌倉幕府法」追加法六一四条により、比較検討を試みその類似性を推断した（三節 三）。

次に、「奉行人伺事規式」やその他訴訟受理手続についての規約など、御前沙汰の制度的裏付けが、正長から永享初期にかけて行なわれた。その整備の意味から法令が多数発布されているわけだが、その中で將軍専制の論拠となっているのが、「室町幕府法」追加法一九四条である。佐藤進一先生は、「足利義教嗣立期の幕府政治」、『法政史学』二〇号の中で、「この法令に注目し、賦奉行は訴状を將軍に直接披露できるとした。私は同法令について、訴の受付は「上裁并賦別奉行」の他は行なつてはならないとする職務規定を命令している法令と解釈した。この賦については、山家浩樹氏の論考「室町幕府の賦と奉行人」(『中世の法と政治』所収)が参考になった。また、この法令を、管領壁書と推論している小林保夫氏の「建武以来追加成立試考」(『古文書研究』一六号)もあるが今回は参考に止めたい。

この法令における「賦別奉行」とは、管領管轄の被官が受付業務を行なっている賦別奉行のことである。室町幕府訴訟制度においてこの受付を通す提訴の方法が最も普通のコースであった。「上裁」は内々のルートである。賦別奉行を通さないで、直接將軍に披露し、判決を引き出すことができた。この「上裁」を条文中に謳い上げたことには大きな意義があったと思う。つまり「上裁」(内々の儀)を合法化したということになる。

この「上裁」の解釈の版図を拡張して、義教は元服以前から御前沙汰を行なつていたと推断できる。

第三章では、御前沙汰の残欠とも言うべき貴重な史料として保管されている『御前落居記録』と『御前落居奉書』について可能な限りの検討を試みた。推測の域を出ない部分もあった。文字面にはないが、当時の史料が伝えようとしている部分にも考慮し考察した。

『御前落居記録』は、裁判記録であり原本である可能性が高い。追い込みで書かれ、よく整った文体である。したがって、幕府内のある決まった場所で、担当奉行人（本奉行）により書綴られたものと思う。すべての裁判記録が収録されているわけではないところから、目的は判例集の編纂と考えられる。將軍花押は認印と考える。斜線で抹消された毀文書もそのままにして記入が続けられている状況から、幕府内での記録編纂事業の真つ只中そのものの記録が残ったものと思われる。

もう一つの『御前落居奉書』は、奉行人奉書だけではない。下知状・安堵状・軍勢催促状・施行状等いわゆる行政命令も含まれる。山門・五山・南都関係もある。主として雑務沙汰の判決奉書が一冊に綴られている。寺社の所領相論・金銭貸借関係等、義教初政期の秕政を正さんがための早急なる御徳政（所領興行、裁判興行）を彷彿させるものである。義教が元服以前から雑務沙汰の処理をしていたその証ともいえるものであろう。義教花押は認印で、ある程度集まったところで一括認印の形をとったと考えられる。

これら二つの史料は、義教の専制的な政策に服せない斯波義淳の管領上表（將軍に対する抗議）により中断され、そのままになって保管された。他にも同様な史料が何冊があったと推測されるが、これらは、偶々中断していたため、却って保管され続けたのだと思われる。他は散逸したと考えられる。

以上、二つの史料の性格を案ずるに、これらはまったく各別々の事業目的の下に、幕府内で作成されたものと推測される。將軍・管領が主導し、直接実務したのは奉行人であろう。ここに現われる奉行人は全員御前奉行である。

## 終章

義教の御前沙汰の特質は、統治権的発動の最重要点、裁判の最終判決権を一本に集中し掌握した点にある。つまり管領、重臣（合議制）が義教の決定に対し、十分なチェックや制止ができない構造になっていた。こういった状況が管領の機能を低下させたことは勿論である。しかし、依然として管領制であったことに変わりはない。義教は政治的側面の亀裂により謀殺された。その限りにおいては失政であった。その結果、くじで選ばれた特異な専制君主としての面ばかりが語り継がれた。しかし、御前沙汰や意見制は後の將軍らの範となって生き続けることになる。

\*

本書には、前述の学位論文に併せて提出した付論を掲載している。

これらの小論は、すでに活字化され出版されたものであるが、今回それに少々改訂を加え本書に収めた。付論の『満済准后日記 室町殿と満済』と『応永十八年以前考』は、元は一編として書き上げたものである。二編とも、室町時代の『満済准后日記』の講読から得たもので、時代的には義満・義持・義教の時代に関わるものである。この日記は、京都醍醐寺の一僧侶（満済）が書き残したものであるが、政界・仏教界の双方に通じた人物の日記から得たものは大きかった。義満猶子に抜擢以後の満済の活躍には見るべきものが多く、將軍の相談役として、また、国家祈祷を差配する御祈奉行として、義持・義教両將軍の信頼を得た。公家との交流も厚く、禁裏・仙洞の情報や後南朝の皇子に関する情報まで書き留めている。付論は日記から得た発見や感動を書き上げたものである。本書に関連した論文の刊行は次のようになっている。

『満済准后日記』 室町殿と満済（『歴史民俗資料学研究』五、二〇〇〇年）

『永享年間訴訟制度』小考 評定衆と右筆方を中心に（『歴史民俗資料学研究』七、二〇〇二年）

『満済准后日記』 応永十八年以前考（『季刊ぐんしよ』六五、二〇〇四年）

本書のもとになった学位論文の指導、提出、審査に際しては、神奈川大学院歴史民俗資料学研究所の笠松宏至先生、勝俣鎮夫先生、山本幸司先生からご指導とご助言を賜わり、心から感謝し厚くお礼を申し上げます。

想えば、一九六八年、私は夫の米国留学に伴い海外生活を経験した。そこで交流した陽気で雄弁な夫人達の日常は、当時の私にとって何もかも新鮮で感動的に映った。言葉の壁はあったが、若い私は十分圧倒された。その時の経験が、帰国後の私の原点になり、気が付いた時には、自分が一番やりたかった日本中世史に取り組んでいた。それから今日まで、前進する毎に、険しく苦しい道程ではあったが、精神的にはいつも楽しかった。そして、自分のめざした学問が、周囲の人々に支えられここまで長く続けられたことに、改めて深甚の謝意を申し上げたく思う。

歴史民俗資料学研究所に入学する以前のことになるが、佐藤進一先生から、中央大学クレセント・アカデミーにおいて、『満済准后日記』講読のご指導を受けた時期があった。その頃は、同時に、故高橋正彦先生の古文書学研究室に三田まで通っていた。振り返ると、その時が私の人生で一番忙しく行動した時期であつたと思える。それ以来、満済と古文書学との格闘は続き、今なお「満済准后日記研究会」として進行中である。古記録や古文書学の最初のご指導をしてくださった佐藤先生、高橋先生に心からお礼を申し上げます。

歴史民俗資料学研究所に入学した当時は、同期生らと史料学についてよく議論をしたものである。指導教授の笠松宏至先生のゼミでは、中世法制史のご講義を受け、厳しい学問のご薫陶を受けることができた。また、故網野善彦先生は当時、民俗学講座（系譜・伝承）を開講しておられた。山本幸司先生の史料学講座では『玉葉』の講読が行なわれていた。私達は、先生方から多くの学恩を受け、新しい歴史の視点を学ぶことができた。新年会には、網野先生、笠松先生、山本先生が揃ってご出席くださり、みんなが集まって盛り上がったものだった。本当に幸運な時期であつたと懐かしく思い出される。

今回の出版に際しては、歴史民俗資料学研究科の小馬徹先生、佐野賢治先生にひとかたならぬご配慮とご指導を賜わった。心から感謝しお礼を申し上げます。

なお本書の出版は、文部科学省採択、神奈川県大学21世紀COEプログラム研究推進会議から研究補助金の交付を受け実現したものである。関係各位の先生方、職員の皆様方、そして世織書房の伊藤晶宣氏に心から感謝の意を表したい。

二〇〇六年三月吉日

鈴木江津子